

看護師特定行為研修

6人に修了証書

徳大病院

医師に代わって一部の医療行為ができるようになる看護師特定行為研修の修了式が25日、徳島市の徳島大学病院であり、受講した徳島大、徳島市民、県立中央、徳島赤十字の4病院の看護師6人が修了証書を受け取った。

式では香美祥二病院長が「医療の中の特定行為について考えながら、各病院のチーム医療で大きな役割を果たしてほしい」と激励し、修了証書を一人一人に

渡した。受講生を代表して県立中央病院の殿谷淳子さん(49)が「医学の視点を持ち、研修を受けた看護師として成長していきたい」と誓った。

徳大病院は2020年、特定行為研修の指定機関として国から認可を受けた。同病院で研修を受ければ、医療補助として人工呼吸器の設定変更など最大15行為ができる。本年度初めて開講し、1年間、座学や臨地実習を受けた。

(中野愛子)